

## 平成21年度の四国管内における電波監視の概況（詳細）

## 1 混信妨害等申告

## (1) 申告件数（区分別）

申告件数の推移は表1、区分別申告内訳（平成21年度）は表2のとおりです。

平成21年度の申告件数は76件で昨年に比べ34件(31%)減少しています。これは、例年に比べ、一般申告と電子機器・家電等に関する申告が減少したこと、平成20年度の重要無線通信妨害申告件数が例年より多かったことが影響しています。

なお、一般申告43件の内、アマチュア無線に係るものが32件(74%)で、残り11件(26%)が業務用無線や簡易無線等に関するものでした。

表1：申告件数の推移

区分 / 年度	H17	H18	H19	H20	H21
重要無線通信妨害申告	24(19%)	21(15%)	21(20%)	33(30%)	25(33%)
一般申告	73(59%)	89(62%)	65(63%)	63(57%)	43(57%)
電子機器・家電等	27(22%)	33(23%)	17(17%)	14(13%)	8(10%)
合計	124(100%)	143(100%)	103(100%)	110(100%)	76(100%)

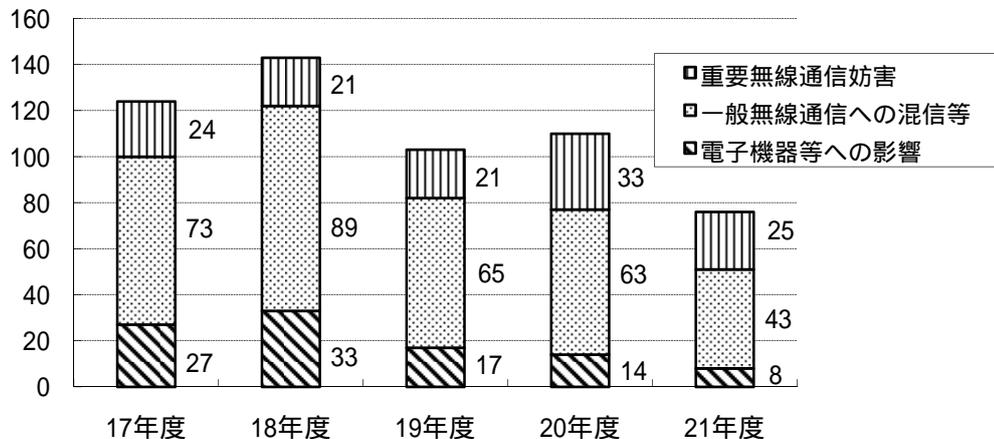
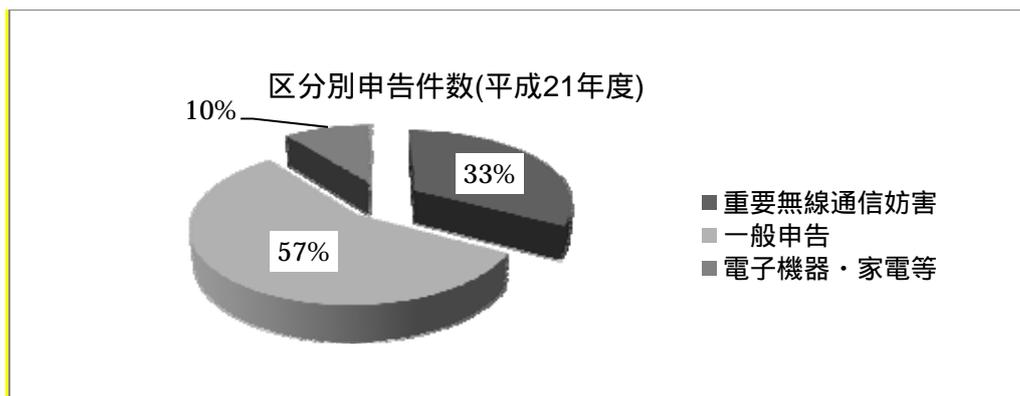


表2：区分別申告内訳（平成21年度）

区分	件数	用途及び申告件数大別
重要無線通信妨害	25(33%)	航空・海上関係(12件)、消防・防災関係(1件) 携帯電話基地局関係(12件)
一般申告	43(56%)	アマチュア無線関係(32件)、業務用無線関係(4件) 簡易無線関係(6件)、船舶無線関係(1件)
電子機器・家電等への影響	8(10%)	テレビ(1件)、ラジオ(4件)、電話機(1件)、その他(2件)
合計	76(100%)	



## (2) 重要無線通信妨害

重要無線通信妨害件数の推移は表3のとおりです。

平成21年度は、重要無線通信妨害に関する申告は25件で、前年度(33件)と比較して8件(24%)減少でしたが、過去5年間では平均的件数となりました。

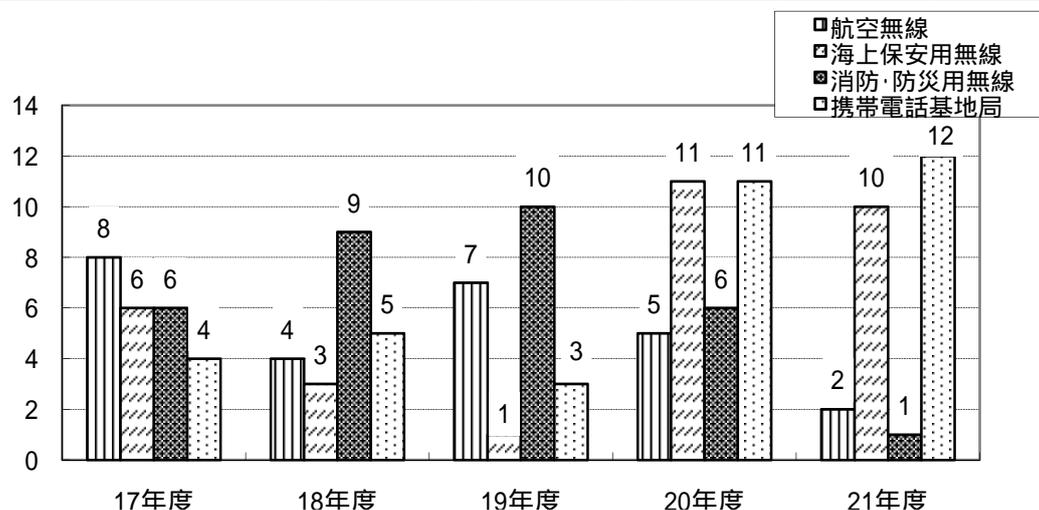
近年の傾向として、テレビ用受信ブースタによる携帯電話基地局への妨害事案が増加しています。これは、同ブースタの老朽化、調整不良、あるいはケーブルの接続不良等によって、テレビ用受信ブースターが不要電波を放射するもので、当該機器の所有者(家主等)の理解と協力、並びに携帯電話事業者の支援を得て妨害源の排除に取り組んでいます。

重要無線通信妨害とは

電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局、人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局気象業務の用に供する無線局、電気事業に係る電気の供給業務又は鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局、その他混信妨害を受けることによって社会的影響が発生すると認められる無線局に対する混信妨害及び混信妨害に発展するおそれのある電波放射等をいう。

表3：重要無線通信妨害件数の推移

区分 / 年度	H17	H18	H19	H20	H21
航空無線関係	8(33%)	4(19%)	7(33%)	5(15%)	2( 8%)
海上保安関係	6(25%)	3(14%)	1( 5%)	11(33%)	10(40%)
消防・防災関係	6(25%)	9(43%)	10(48%)	6(18%)	1( 4%)
携帯電話基地局(通信事業)等関係	4(17%)	5(24%)	3(14%)	11(33%)	12(48%)
合計	24(100%)	21(100%)	21(100%)	33(100%)	25(100%)



## 【四国管内における重要無線通信妨害申告対応の事例】

### 事例1 航空機用救命無線機（E L T : Emergency Locator Transmitter）の連続信号を受信

電波監視システム（遠隔方位測定施設：DEURAS）により方位測定に努めたが入感なし。海上保安庁と連携して発射源の特定に努めたが、航空機等事故及びE L T波とも確認されず。

### 事例2 船舶無線（国際V H F（16ch）<sup>1</sup>）でマスキング<sup>2</sup>が発生

- 1 国際V H F：航行の安全、入港、出港の連絡、遭難通信に使用する無線。
- 2 マスキング：ある電波が発射され続けることによりその他の局による無線通信が不可能になること。

電波監視システム（遠隔方位測定施設：DEURAS）により方位測定を実施。その結果、瀬戸内海を航行中の船舶と推定。海上保安庁に位置情報を提供し、妨害波を停波。

### 事例3 消防・防災用無線に妨害が発生

電波監視システム（遠隔方位測定施設：DEURAS）により方位測定をしたところ、申告者関連の施設から電波が出ていることを確認。調査の結果、申告者所属無線設備の整備不良による妨害電波発射であることが判明。電源OFFにより停波。無線設備の定期点検を指導。

### 事例4 携帯電話基地局に混信が発生

現地調査の結果、混信源と思われる住宅を特定。家主立会いの下、宅内のテレビ受信用ブースタの電源をOFFにしたところ、干渉波の停波を確認。家主から、今後は同ブースタを使用しない旨申し出あり。

### 事例5 携帯電話基地局に混信が発生

現地調査の結果、付近の施設に設置されている送信装置が原因であることが判明。来客者の携帯電話を制限するための妨害電波送信装置であり、電源OFFで干渉波の停波を確認。所有者から、今後は同装置を使用しない旨申し出あり。

## （3）申告対応

申告があった76件のうち調査・対策指導等により解消したものが56件、現在調査中のもの18件（携帯基地局関係2件、アマチュア無線関係15件、他1件）他の総合通信局へ移管したもの2件となっています。

解消した56件の原因の内訳は、運用違反：6件、不法無線局：11件、雑音：2件、機器故障等：21件、情報提供として処理：9件、自然解消：6件となっています。

## 【四国管内における申告対応の事例】

### 事例 船舶無線（国際V H F）で混信妨害が発生

電波監視システム（遠隔方位測定施設：DEURAS）による方位測定・運用監査及び現地漁港調査を実施。その結果、複数の漁船間での運用実態を把握。無線設備工事業者団体や漁業協同組合を通じて行政指導を行い、違反運用を停止。

## 2 不法無線局の取締り

### (1) 捜査機関との共同取締り

共同取締り件数の推移は表4のとおりです。

平成21年度は、四国管内の8警察署（徳島県内：1、香川県内：2、愛媛県内：3、高知県内：2）及び3海上保安部（署）と計11回の共同取締りを行い、26名を電波法第4条違反（不法開設）で摘発、また、アマチュア無線局の免許を有しながら、いわゆる不法市民ラジオ（不法C B）を運用した1名を電波法第5条3条違反（指定外周波数運用）で摘発しています。このほか、10名に行政指導をしました。

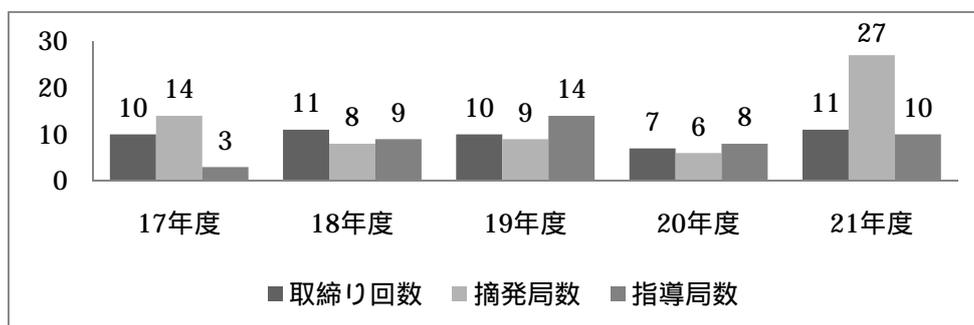
近年の傾向として、不法C Bは減少傾向だが根強く存在、不法アマチュア無線が増加しています。

不法アマチュア無線が増加傾向にあるのは、無線設備が廉価で購入しやすいため、不法C Bや不法パーソナル無線から移行する場合、業務連絡用として違法運用する場合、あるいは免許失効したままでも運用する場合等があります。

不法C Bについては、ボディアンテナ（トラックのボディをアンテナとして使用）やアマチュア無線局の免許を隠れ蓑とする等、摘発逃れの巧妙化が見受けられます。

表4：共同取締り回数及び摘発・指導局数の推移

区分 / 年度	H17	H18	H19	H20	H21
取締り回数	10	11	10	7	11
摘発局数	14	8	9	6	27
指導局数	3	9	14	8	10



### (2) 指定外周波数使用の違法無線局の運用者を電波法第5条3条違反の容疑で摘発

平成22年3月、香川県さぬき市において、香川県高松北警察署及び香川県警察本部と不法無線局の共同取締りを実施し、指定されていない周波数の電波を使用して無線局を運用していた1名を電波法違反容疑で摘発しました。

本件は、香川県さぬき市在住のトラック運転手がアマチュア無線用の設備で無線局の免許を受けていたにもかかわらず、許可されていない周波数の電波を発射して運用したものです。

運用していた周波数は日本国内では使用が認められていない、いわゆる不法C Bに該当するものであり、高出力の不法C Bは、その周波数で正規運用している小型船舶の通信に影響を与えるばかりでなく、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、電子機器を誤動作させたりすることがあります。今後もこれら悪質な違反行為に対しては厳格に対応していく方針です。



不法市民ラジオ無線機の例

### 3 不法無線局等の探知・違反処理・行政指導

#### (1) 陸上における取組

電波監視の結果、電波法違反の可能性が高いアマチュア無線の運用車両41台を確認し、車両の運転手に対して法令違反処理を行いました。そのうち、不法開設29名、法令違反12名で、違反処理を行った内の約7割が不法開設でした。周波数使用区分違反の場合は9割が不法開設であることが判りました。当局ではアマチュア無線の運用等に係る違反に対しては必要に応じ現地に電波監視車を派遣し、規正用無線局による警告・注意を行い早期解消を図っています。

また、簡易無線局については、5免許人の運用違反に対して行政指導を行いました。

#### (2) 海上における取組

四国管内8地区の漁港（徳島県2港、香川県1港、愛媛県5港）において現地調査を実施し、漁業用無線やアマチュア無線に関し不法開設の可能性のある33局を確認し、当該無線設備を設置している船舶（漁船）の所有者に対して文書による行政指導すると共に、電波法令遵守に関し所属漁協を通じた周知啓発を行いました。

#### (3) 外国規格無線機（FRS・GMR S）排除の取組

近年、トランシーバ型の外国規格無線機（FRS：Family Radio Service・GMR S：General Mobile Radio Service）の使用が発生しています。この周波数の一部は、放送事業や船舶の通信などの重要な無線通信に妨害を与える恐れがあることから日本では使用が認められていません。

平成21度は、運用を確認した1事業者に行政指導を行いました。

また、平成17年度からFRS・GMR Sの電波の出現調査を実施しており、お祭りなどのイベントや測量作業での使用が確認されていることから、今後とも周知啓発活動を重点的に行うと共に、電波監視を行い、正常な電波利用環境の維持に取り組んで参ります。



FRS・GMR Sの例

以上